

【球磨川本川、川辺川筋】

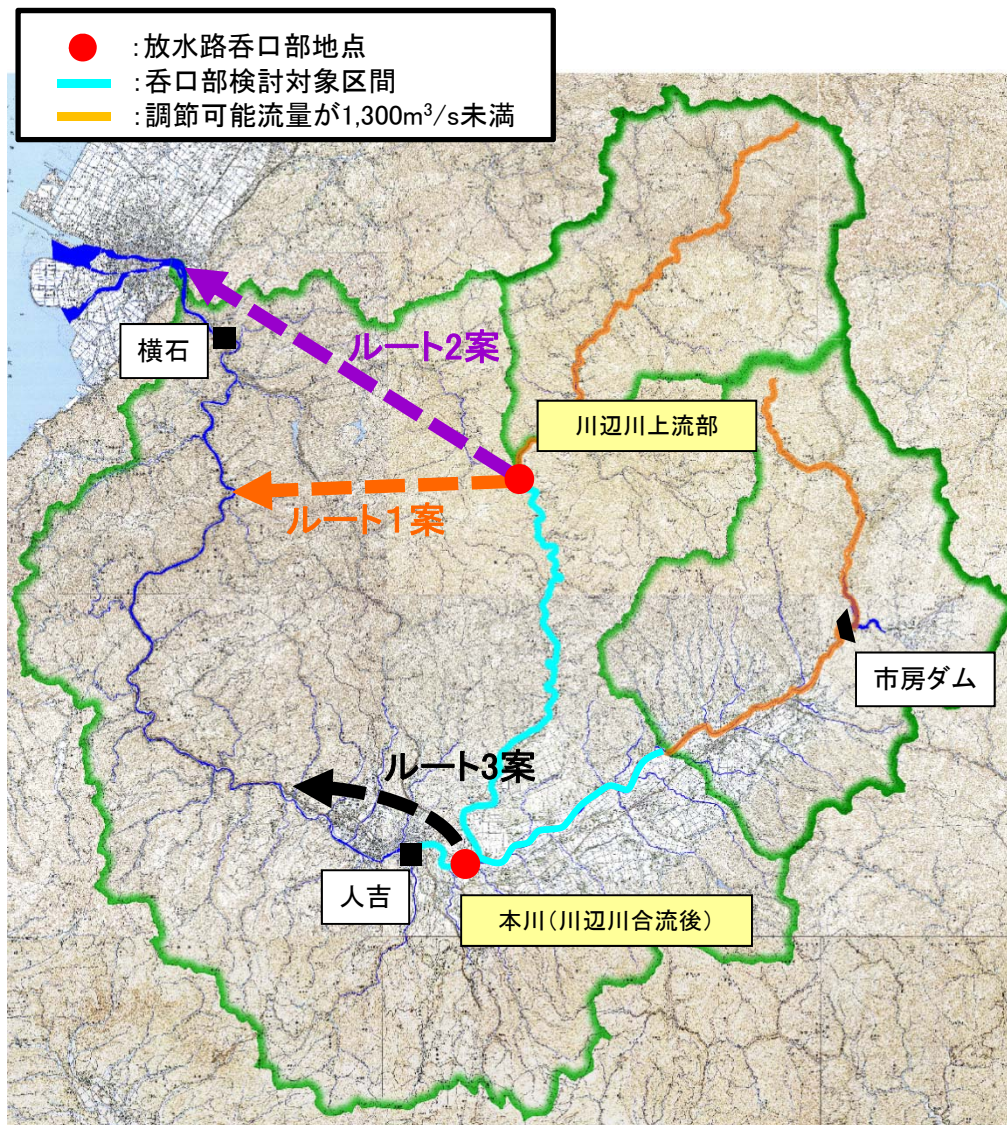
⑥放水路案

- ※ルート1案:放水路案の呑口部となる市町村は五木村、放流部となる市町村は八代市です。
- ※ルート2案:放水路案の呑口部となる市町村は五木村、放流部となる市町村は八代市です。
- ※ルート3案:放水路案の呑口部となる市町村は相良村、放流部となる市町村は球磨村です。

○川辺川上流部から、本川の中・下流部に放水する案をルート1案~2案、川辺川合流後から人吉市街部を迂回して放水する案をルート3案とする。

<選定した放水路案>

- ◆ルート1案
川辺川上流部から本川中流へ放水するルート
- ◆ルート2案
川辺川上流部から本川下流へ放水するルート
- ◆ルート3案
川辺川合流後から人吉市街部を迂回するルート

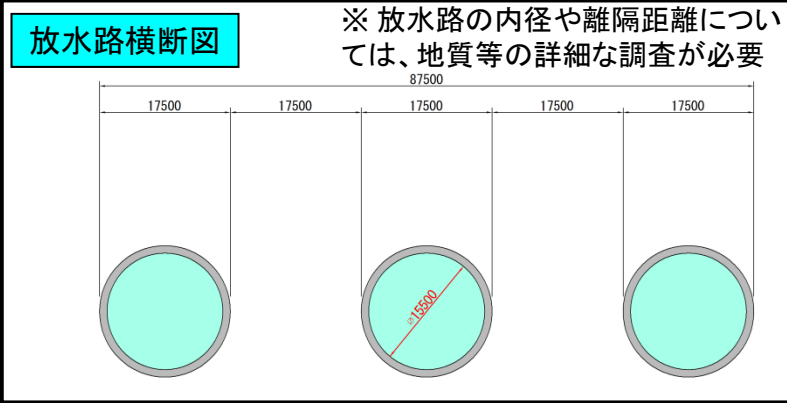
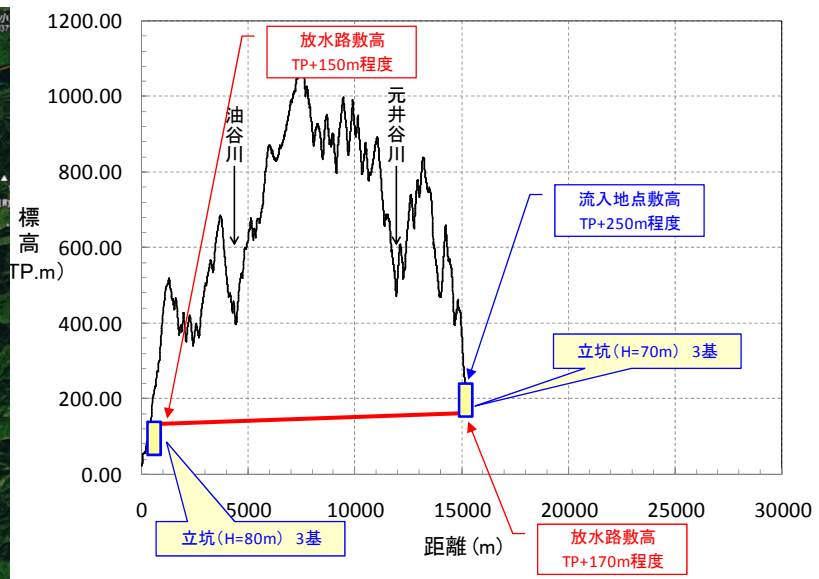


- 放水路設置延長 : 約15km
- 放水路断面及び設置本数 : トンネル内径約15.5m × 3本
- 立坑設置本数 : 約70m × 3基 × 1箇所、約80m × 3基 × 1箇所
- 掘削量: 約1,100万m³ ○ 補償面積 : 呑口部約1ha 放流部約1ha

【掘削量】
 約1,100万m³
 ≒ダンプトラック(10t)で
 約220万台分

ルート1案 平面図

ルート1案 縦断面図



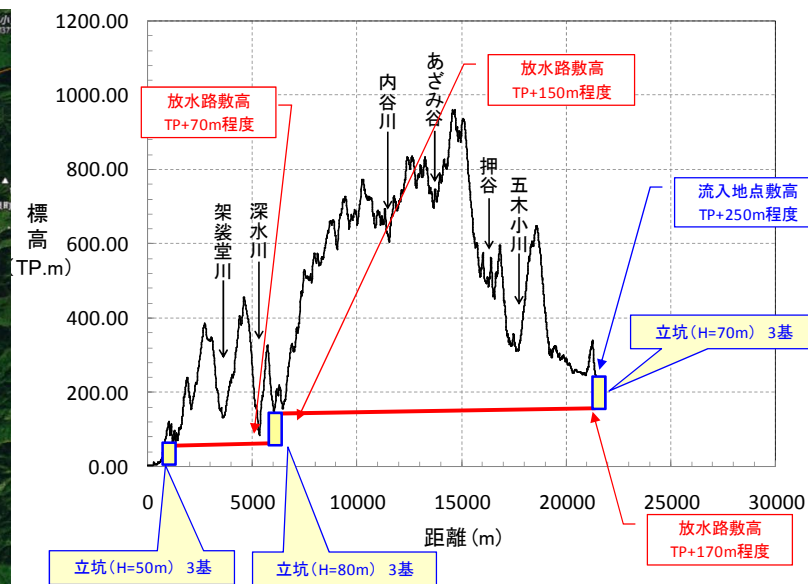
※ 放流部から下流の河道の対策等が必要となる。
 ※ 球磨川本川上流部に直接効果はないため、他の方法を検討する。

- 放水路設置延長 : 約21km
 - 放水路断面及び設置本数 : トンネル内径約15.5m × 3本
 - 立坑設置本数: 約70m × 3基 × 1箇所、約80m × 3基 × 1箇所、約50m × 3基 × 1箇所
 - 掘削量: 約1,500万m³ ○ 補償面積 : 呑口部約1ha 放流部約1ha
- 【掘削量】約1,500万m³**
 ≡ダンプトラック(10t)で約300万台分

ルート2案 平面図

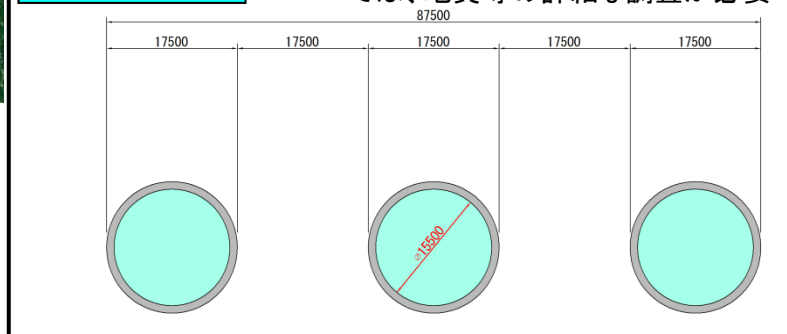


ルート2案 縦断面図



放水路横断面図

※ 放水路の内径や離隔距離については、地質等の詳細な調査が必要



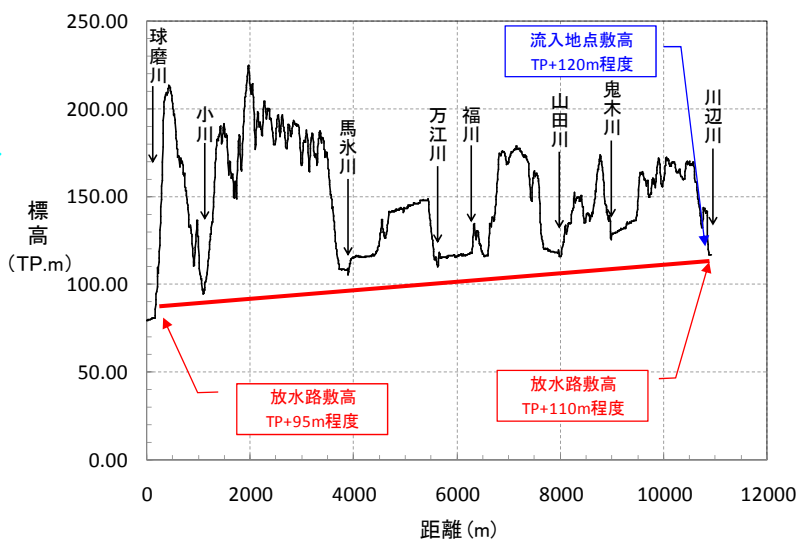
※ 球磨川本川上流部に直接効果はないため、他の方法を検討する。

- 放水路設置延長 : 約11km
- 放水路断面及び設置本数 : トンネル内径約14.5m × 4本
- 立坑設置本数 : なし
- 掘削量: 約850万m³ ○ 補償面積 : 呑口部約1ha 放流部約1ha

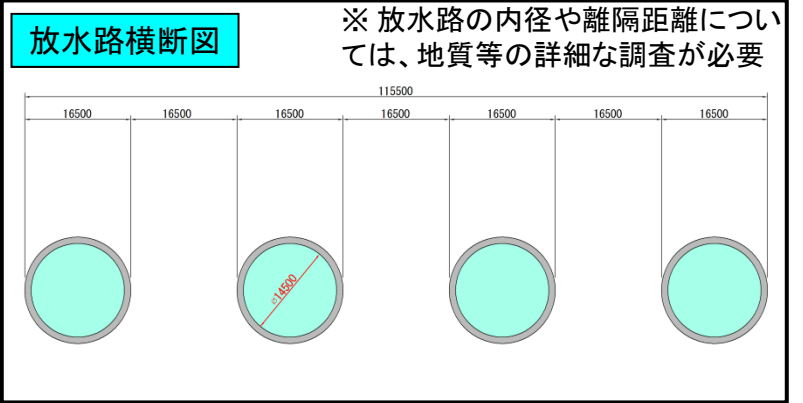
【掘削量】
 約850万m³
 ≒ダンプトラック(10t)で
 約170万台分

ルート3案 平面図

ルート3案 縦断面図



※ 放流部から下流の河道の対策等が必要となる。
 ※ 球磨川本川上流部や川辺川筋に直接効果はないため、他の方法を検討する。



【球磨川本川】

⑧宅地のかさ上げ等案

⑨輪中堤案

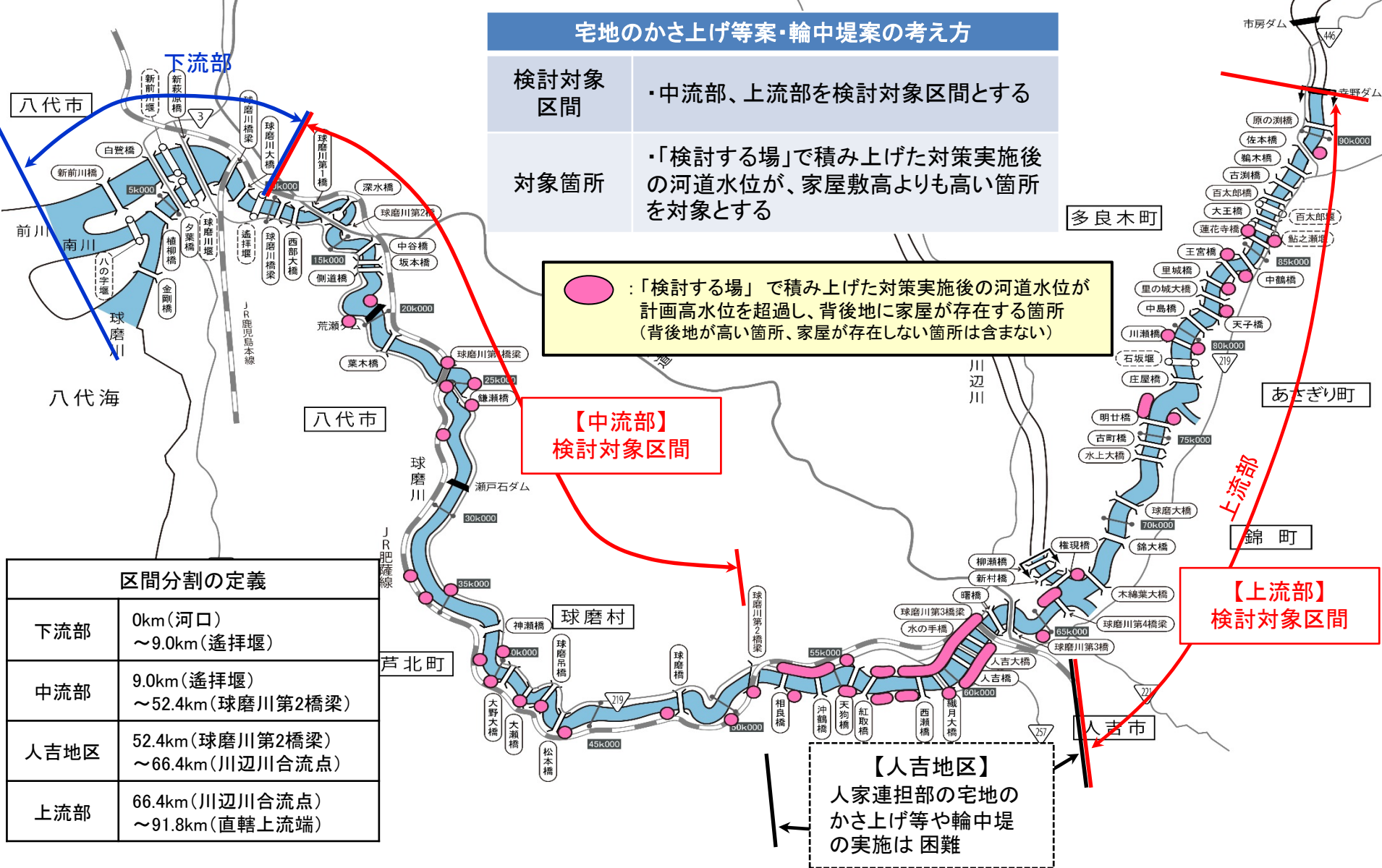
※「中流部」とは、9.0km(遙拝堰)～52.4km(球磨川第2橋梁)の区間のことで、
沿川の市町村は八代市、芦北町、球磨村です。

※「人吉地区」とは、52.4km(球磨川第2橋梁)～66.4km(川辺川合流点)の区間のことで、
沿川の市町村は球磨村、人吉市です。

なお、人吉地区は人家連担部の対応が困難なため、他の対策案を優先して検討するとしています。

※「上流部」とは、66.4km(川辺川合流点)～91.8km(直轄上流端)の区間のことで、
沿川の市町村は相良村、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村です。

○中流部、上流部を検討対象区間とし、「検討する場」で積み上げた対策実施後の河道水位が、家屋敷高よりも高い箇所を対象とする。

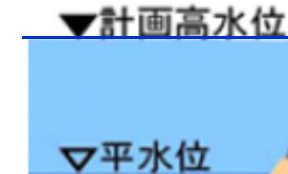


- 中流部では、これまでの改修事業や「検討する場」で積み上げた対策を実施した箇所も含め、河道水位が家屋敷高よりも高くなる箇所が19地区(約100戸)存在し、再度の宅地かさ上げ等の必要も生じる。
- 小集落を防御する対策として効率的な場合があるため、他の対策で実施できない場合に宅地のかさ上げ等または輪中堤の活用を検討する。
- また、宅地のかさ上げ等や輪中堤の整備とあわせて自治体の条例による災害危険区域の指定など土地利用規制が必要となる場合もある。

■ 中流部 (9.0km～52.4km)

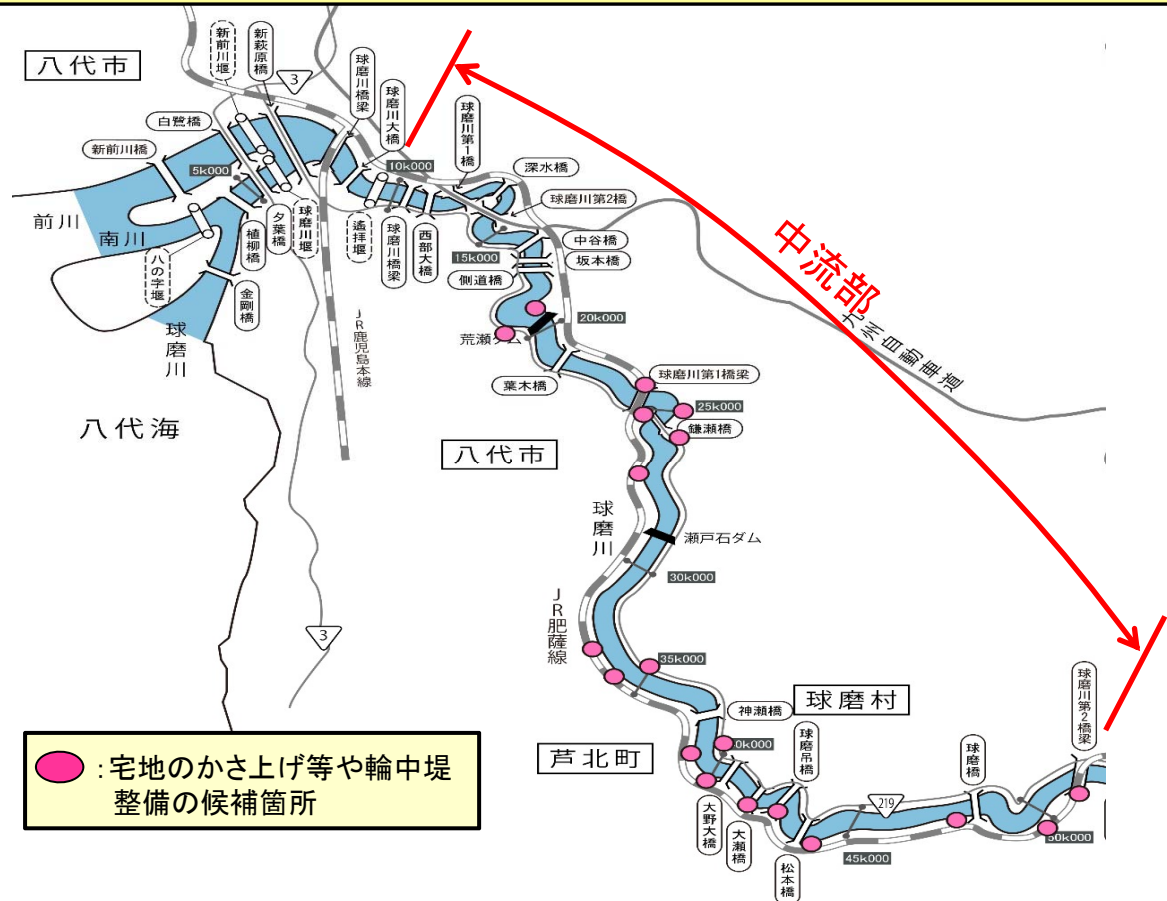
候補箇所 : 19地区
再かさ上げ等 : 約100戸
対策必要戸数

「検討する場」で積み上げた
対策実施後の河道水位



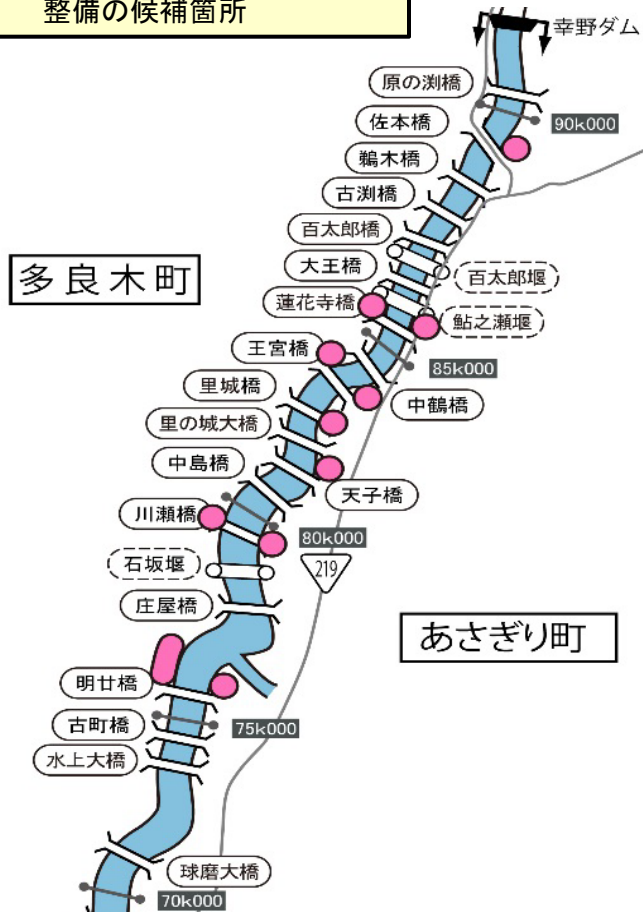
家屋の移転が生じず、地区の存続が可能。但し、地区内家屋全ての同意が必要となる手法。

【宅地かさ上げ方式】



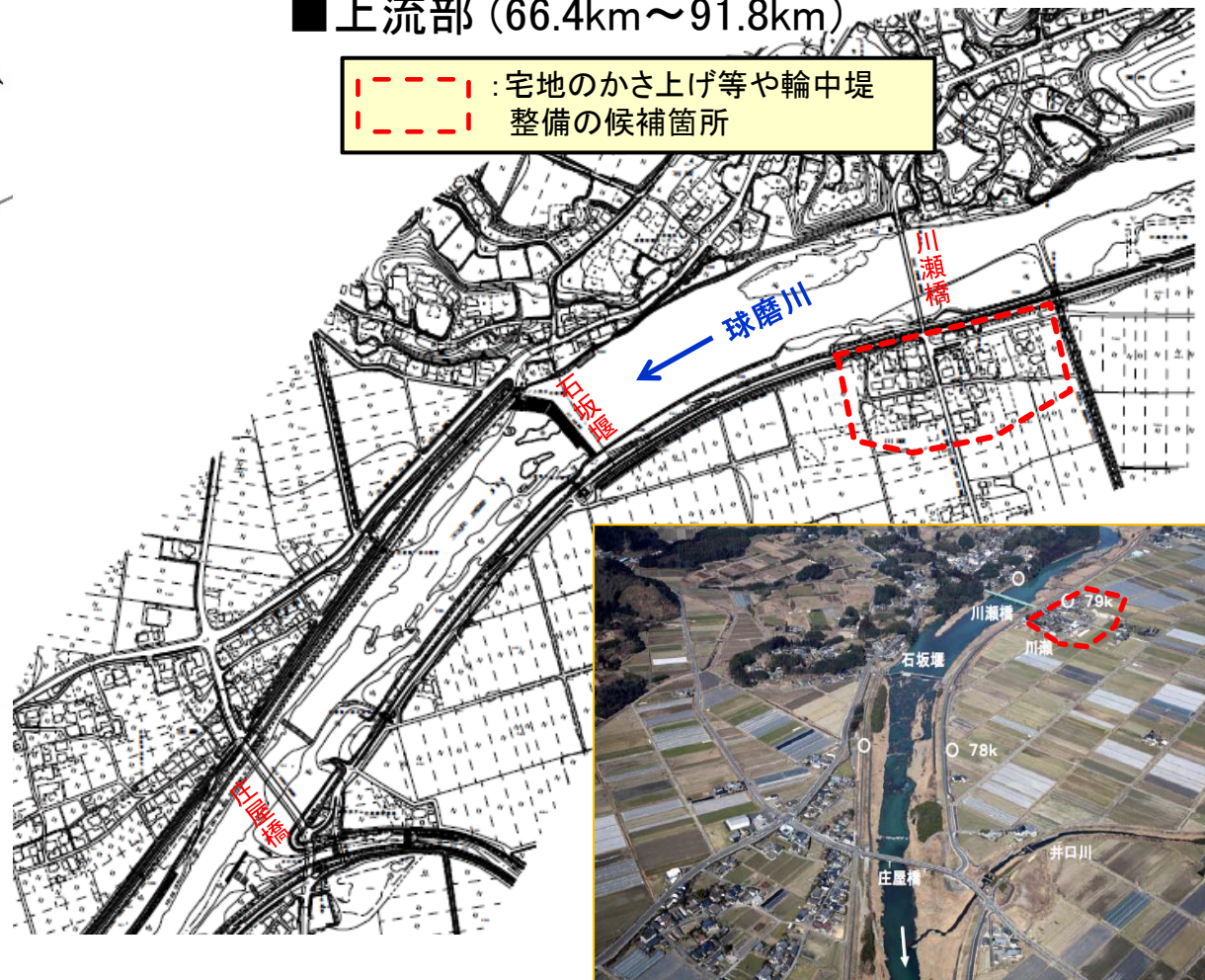
- 上流部は、「検討する場」で積み上げた対策実施後の河道水位が家屋敷高よりも 高くなる箇所が存在する。
- 他の対策で実施できない場合に、宅地のかさ上げ等または輪中堤の活用を検討する。
- また、宅地のかさ上げ等や輪中堤の整備とあわせて、自治体の条例による災害危険区域の指定など土地利用規制が必要となる場合もある。

● : 宅地のかさ上げ等や輪中堤整備の候補箇所



■ 上流部 (66.4km～91.8km)

--- : 宅地のかさ上げ等や輪中堤整備の候補箇所



【川辺川筋】

⑧宅地のかさ上げ等案

⑨輪中堤案

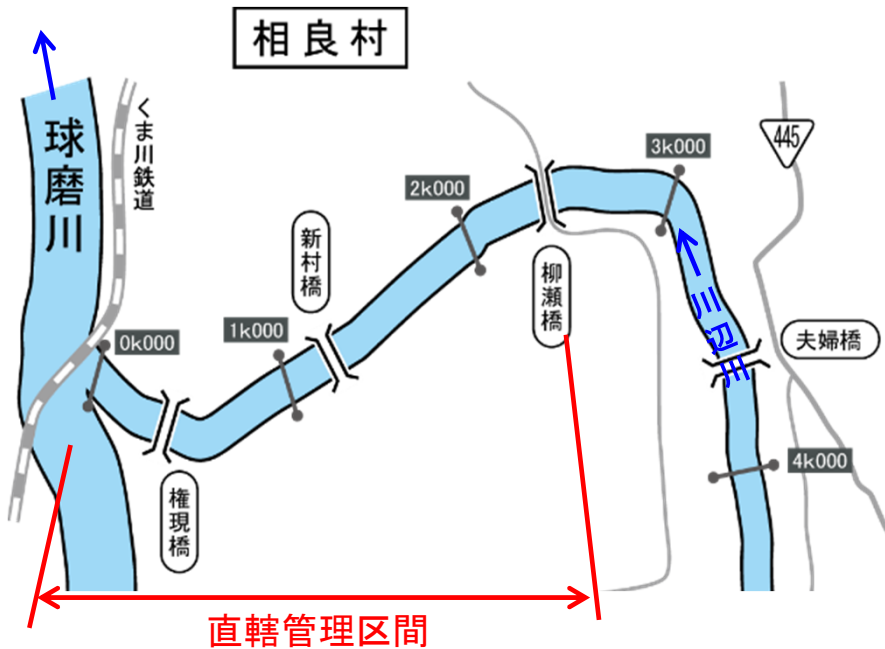
※「川辺川筋：直轄管理区間」とは、0.0km（本川合流点）～2.4km（柳瀬橋）の区間のことです。

※「川辺川筋：県管理区間下流部」とは、2.4km（柳瀬橋）～10.75km（井手山堰）の区間のことです。

※「川辺川筋：県管理区間上流部」とは、10.75km（井手山堰）～18.4km（新深水橋上流）の区間のことです。

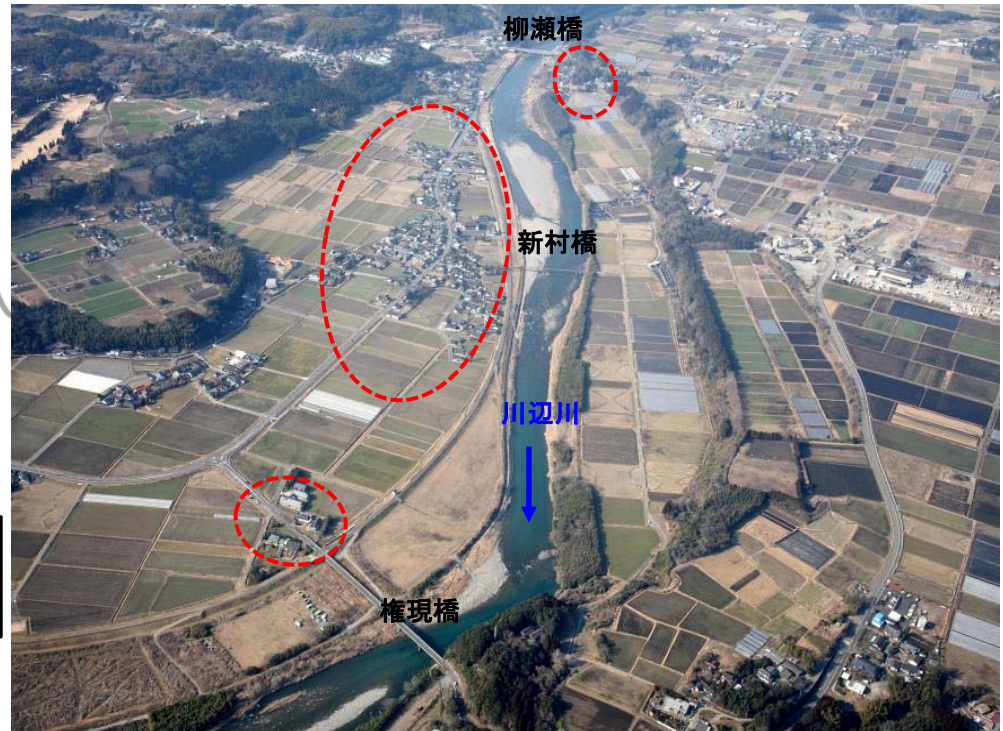
沿川の市町村は相良村です。

- 直轄管理区間は、「検討する場」で積み上げた対策実施後の河道水位が家屋敷高よりも高い箇所(約270戸)が存在する。
- 他の対策で実施できない場合に、宅地のかさ上げ等または輪中堤の活用を検討する。
- また、宅地のかさ上げ等や輪中堤の整備とあわせて、自治体の条例による災害危険区域の指定など土地利用規制が必要となる場合もある。

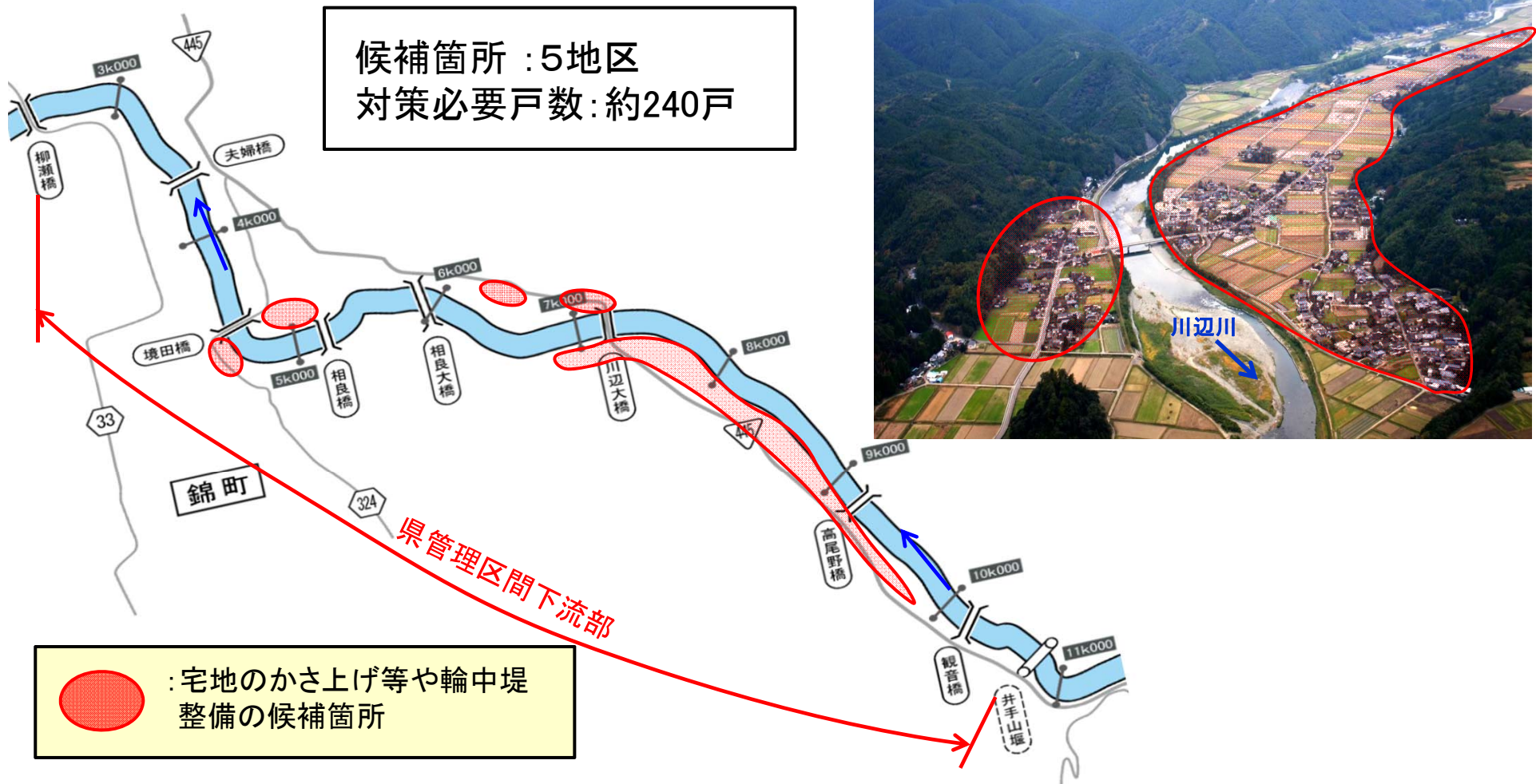


対策必要戸数: 約270戸

○ : 宅地のかさ上げ等や輪中堤整備の候補箇所

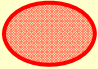


- 県管理区間下流部には、「検討する場」で積み上げた対策実施後の河道水位が家屋敷高よりも高い箇所が5地区(約240戸)存在する。
- 他の対策で実施できない場合に、宅地のかさ上げ等または輪中堤の活用を検討する。
- また、宅地のかさ上げ等や輪中堤の整備とあわせて、自治体の条例による災害危険区域の指定など土地利用規制が必要となる場合もある。



- 県管理区間上流部には、「検討する場」で積み上げた対策実施後の河道水位が家屋敷高よりも高い箇所が4地区(約10戸)存在する。
- 他の対策で実施できない場合に、宅地のかさ上げ等または輪中堤の活用を検討する。
- また、宅地のかさ上げ等や輪中堤の整備とあわせて、自治体の条例による災害危険区域の指定など土地利用規制が必要となる場合もある。

候補箇所 : 4地区
 対策必要戸数 : 約10戸

 : 宅地のかさ上げ等や輪中堤整備の候補箇所

